

沖縄県農林水産部発注の土木工事における週休 2 日試行工事の実施要領

1. 目的

建設業界は、若手技術者の確保・育成を中心とした、将来の担い手確保が重要な課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。

そのため、企業や労働者の労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業界における休日確保の取組を推進することから、週休 2 日試行工事を実施する。

2. 対象工事

沖縄県農林水産部が発注する土木工事は、原則すべての工事を対象とする。週休 2 日工事の詳細については、本庁各事業所管課において定める運用基準によるものとする。

ただし、発注時において、現場条件等から週休 2 日により難しい工事については、対象外とすることができる。

3. 工事成績評定

(1) 週休 2 日の取組状況に応じて、以下により工事成績評定で評価する。

評価対象：他の模範となるような完全週休 2 日達成に向けた受注企業の取組（社員教育や情報共有方法等）を実施した場合に評価する。

評価方法：創意工夫に係る評価は、下記 2 項目（①、②）で最大 2 点とし、取組や実施状況の内容に応じて評価する。

①現場監督員

- 5. 創意工夫

- I. 創意工夫 - ☒ その他（理由：完全週休 2 日（土日）を達成。）

②現場監督員

- 5. 創意工夫

- I. 創意工夫 - ☒ その他（理由：完全週休 2 日達成のため、若手や女性技術者の登用など担い手の確保に向けた企業での取組が図られている。）

(2) 月単位の週休 2 日かつ現場一斉閉所日を達成した場合

評価方法：下記項目にて評価する。

①現場監督員

- 2. 施工状況

- II. 工程管理 - ☒ その他（月単位の週休 2 日かつ現場一斉閉所日の達成。）

②主任監督員

- 2. 施工状況
- II. 工程管理
- ☒ その他（月単位の週休2日かつ現場一斉閉所日の達成。）

（3）月単位の週休2日を達成した場合

評価方法：下記項目にて評価する。

①現場監督員

- 2. 施工状況
- II. 工程管理
- ☒ 休日の確保を行っている。（月単位の週休2日を達成した。）

②主任監督員

- 2. 施工状況
- II. 工程管理
- ☒ 工程管理に係る積極的な取組が見られた。
（月単位の週休2日を達成し、かつ工期内に工事を完成させた。）

（4）通期（漁港工事は月）の週休2日を達成できなかった場合

評価対象：提出された工程表が通期（漁港工事は月）の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に通期（漁港工事は月）の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じて点数を減ずる措置を行うものとする。

評価方法：主任監督員の評価の法令遵守等で下記のとおり減点を行う。

①主任監督員

- 7. 法令遵守等
- 8. その他「措置点数：-1」

【記載例】受注者において意図的に通期（漁港工事は月）の週休2日を実施しなかった。

4. 週休2日実施証明書

週休2日試行工事として、監督員の確認を得られた工事については、週休2日実施証明書（様式1）を発行する。また、総合評価落札方式において、週休2日試行工事の実績を評価の対象とするものとする。

5. 留意事項

週休2日の取り組みにあたっては、工期設定が重要なことから、本庁各事業所管課において定めた工期の設定方法等に基づくこととする。

附則

1. 本要領は令和4年10月1日より適用する。

附則

1. 本要領は令和6年10月1日以降に予算執行伺いを決裁する工事から適用する。
2. 『「沖縄県農林水産部発注の土木工事における週休2日試行工事の実施要領」の制定について（通知）」』（令和4年9月28日付け農総第1155号）は廃止する。

附則

1. 本要領は令和7年10月1日以降に予算執行伺いを決裁する工事から適用する。
2. 『「沖縄県農林水産部発注の土木工事における週休2日試行工事の実施要領」の改定について（通知）」』（令和6年9月30日付け農総第1176号）は廃止する。ただし、令和7年9月30日までに予算執行伺いを決裁する工事については、旧通知による。

土地改良事業等土木工事における週休 2 日試行工事の運用基準

1. 対象工事

沖縄県農林水産部が実施する農業農村整備事業、海岸保全整備事業(農地海岸)及び地すべり対策事業を対象とする。

ただし、発注時において、現場条件等から週休 2 日により難い工事については、対象外とすることができる。

2. 発注方式

発注者指定方式

発注者が、週休 2 日に取り組むことを指定する方式

受注者は、週単位又は月単位の週休 2 日の取り組みについて工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議する（通期の週休 2 日は必須）

3. 用語の定義

(1) 週休 2 日

「週単位の週休 2 日」とは、対象期間のすべての週において、1 週間に 2 日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら 2 日以上現場閉所を行うことは可能とする。

「月単位の週休 2 日」とは、対象期間において、全ての月で 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

「通期の週休 2 日」とは、対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

「週単位の週休 2 日」、「月単位の週休 2 日」、「通期の週休 2 日」を総称して「週休 2 日」という。

週休 2 日に取り組む場合、月単位の週休 2 日または通期の週休 2 日に係わらず、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は毎週土日の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。

(2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされ

る期間等は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所における事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(4) 4週8休

月単位の4週8休とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

通期の4週8休とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。

なお、降雨等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

4. 積算方法

別紙1及び別紙2のとおり

5. 確認方法等

①受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について選択し、週休2日の取得計画を記載した「取得計画表（参考様式1）」を作成し、発注者の確認を得たうえで施工計画書に添付するものとする。

②受注者は毎月の履行報告時に、「休日取得状況報告書（参考様式2）」を発注者へ提出する。

③発注者は施工プロセスチェック時に、日報等により休日の確保を行った記録を確認する。

④週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

6. 対象工事である旨等の明示

①週休2日に取り組む工事の対象とし、現場閉所の状況に応じて経費の補正を行う場合は、特記仕様書、入札説明書等に対象工事である旨を明記するものとする。

②工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、現場閉所による週休2日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

③やむを得ず現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の

期間とするものとする。また、現場閉所による週休2日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

7. 工事成績評価

工事成績評価については、「沖縄県農林水産部発注の土木工事における週休2日試行工事の実施要領」（令和4年9月28日付農総第1155号、以下「県農水部実施要領」という）3.工事成績評価に基づき実施するものとする。

8. 週休2日実施証明書

週休2日実施証明書については、「県農水部実施要領」4.週休2日実施証明書によるものとする。

9. 入札公告記載例

1 工事概要-(13)その他-週休2日試行工事

本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを推進するための対象工事である。詳細は、特記仕様書参照のこと。

10. 特記仕様書記載例

第〇条 週休2日試行工事(発注者指定方式)について

(1) 本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

(2) 週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

①対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

②現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所における事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

③なお、降雨等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(3) 週休2日(4週8休以上)の実施の確認方法は、次によるものとする。

①受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について選択し、週休2日の取得計画を記載した「取得計画表(参考様式1)」を作成し、発注者の確認を得たうえで施工計画書に添付するものとする。

②受注者は毎月の履行報告時に、「休日取得状況報告書(参考様式2)」を発注者へ提出する。

③発注者は施工プロセスチェック時に、日報等により休日の確保を行った記録を確認する。

④週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

(4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

(5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)を補正する。

①補正係数

	週単位の週休 2 日 〔現場閉所1 週間に 2 日以上〕	月単位の週休 2 日 〔 現場閉所率 28.5%(8 日/28 日)以上〕
労務費	1.02	1.02
共通仮設費（率分）	1.05	1.04
現場管理費（率分）	1.06	1.05

②補正方法

当初積算において月単位の週休 2 日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、それぞれの経費につき精算変更を行う。

週単位の週休 2 日を達成した場合は、上記①に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休 2 日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。また、提出された工程表が週休 2 日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、沖縄県農林水産部発注の土木工事における週休 2 日試行工事の実施要領（令和 4 年 9 月 28 日農総 115 号）8.工事成績評定に基づき、点数を減ずる措置を行うものとする。

（6）週休 2 日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。

市場単価方式による週休 2 日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		週単位	月単位
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.02	1.02
鉄筋工（ガス圧接）		1.01	1.01
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01
道路附属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01

橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01

土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		週単位	月単位
区画線工		1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01

(7) 本工事は、週休2日制工事の促進における週休2日実施証明書の発行を行う工事である。

附則

1. 本要領は令和7年10月1日以降に予算執行伺いを決裁する工事から適用する。
2. 「週休2日試行工事の間接工事費等の補正および市場単価方式・土木工事標準単価による週休2日の補正について（通知）」（令和6年9月30日付け農整第1277号）は廃止する。ただし、令和7年9月30日までに予算執行伺いを決裁する工事については、旧通知による。

週休2日試行工事の間接工事費等の補正について

（積算方法）

（1）補正係数

週休2日の確保に取り組む工事について、対象期間中の現場閉所状況に応じて、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じるものとする。

なお、市場単価方式・土木工事標準 単価による週休2日の補正については、別紙2によるものとする。

	週単位の週休2日 〔現場閉所1 週間に2日以上〕	月単位の週休2日 〔 現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上 〕
労務費	1.02	1.02
共通仮設費（率分）	1.05	1.04
現場管理費（率分）	1.06	1.05

○労務費＝労務費合計×週休2日補正係数

○共通仮設費（率分）＝対象金額×共通仮設費率×施工地域を考慮した補正係数
×週休2日補正係数

○現場管理費（率分）＝対象金額×現場管理費率×施工地域を考慮した補正係数
×週休2日補正係数

（2）補正方法

ア 発注者指定方式

発注者は、当初積算において月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じるものとする。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、それぞれの経費につき精算変更を行う。

週単位の週休2日を達成した場合は、上記(1)に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、沖縄県農林水産部発注の土木工事における週休2日試行工事の実施要領（令和4年9月28日農総1155号）8.工事成績評価に基づき、点数を減ずる措置を行うものとする。

市場単価方式・土木工事標準単価による週休2日の補正について

(積算方法)

市場単価方式・土木工事標準単価による週休2日の積算に当たっては、現場の閉所状況に応じて、下表の補正係数を乗じるものとする。

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		週単位	月単位
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.02	1.02
鉄筋工（ガス圧接）		1.01	1.01
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01

土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		週単位	月単位
区画線工		1.02	1.02

排水構造物工		1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01